

年金記録訂正請求に係る答申について

**近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年10月27日決裁分**

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200086 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200080 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月27日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月27日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与集計表、令和1年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿、同社の回答から判断すると、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与集計表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101747 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200081 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 26 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 9 月から平成 21 年 2 月までの標準報酬月額については、24 万円から 44 万円とする。
平成 20 年 9 月から平成 21 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となるない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から平成 21 年 3 月 26 日まで

A 社で勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬よりも低い額となっているので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 26 日までの期間について、請求者から提出された給料明細（平成 20 年 1 月分から同年 12 月分まで）により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認する必要があり、かつ、これらに見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された前述の給料明細及び平成 20 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、平成 21 年 1 月 1 日から同年 3 月 26 日までの期間について、請求者は、当該給料明細等以外に請求期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない上、A 社は、当該期間に係る請求者の報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答し、厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができないことから、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 26 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

以上のことから、請求者のA社における平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 26 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細において確認できる報酬月額から、

44万円とすることが妥当である。

ただし、平成20年9月1日から平成21年3月26日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成9年5月1日から平成20年1月1日までの期間について、前述のとおり、請求者及びA社は、当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していないことから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間のうち、平成20年1月1日から同年9月1日までの期間について、前述の給料明細等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成9年5月1日から平成20年9月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200123 号
厚生局事案番号 : 近畿（脱）第 2200001 号

第1 結論

昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで

支給済期間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 38 年 8 月 24 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間は、脱退手当金支給済期間と記録されているが、支給済期間②の A 社に係る厚生年金保険被保険者期間について、日本年金機構が平成 20 年 3 月 17 日に作成したねんきん特別便において、年金給付に反映する記録として記入されていることから、請求期間に係る脱退手当金を支給したという記録は間違いなので、年金記録の訂正を求めて、過去に 2 回、訂正請求を行ったが、いずれも認められなかった。

今回の訂正請求でも主張する内容はこれまでと同じになるが、請求期間に係る脱退手当金は受け取っていないので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の訂正請求については、i) 請求者の支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、請求者の氏名は、A 社における被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に旧姓から婚姻後の姓に氏名変更されており、請求者に係る請求期間の脱退手当金が同年 12 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられること、ii) 請求者の A 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるところ、請求期間に係る脱退手当金の支給記録の月数は支給済期間①及び支給済期間②の厚生年金被保険者期間の合計月数と一致し、支給額も支給済期間①及び支給済期間②の厚生年金被保険者記録により算出した額と一致しており、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に平成 30 年 11 月 14 日付け及び令和 2 年 6 月 23 日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、脱退手当金を受給していないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい旨主張し、3 回目の訂正請求を行っているものである。

2 脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場

合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点や矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前記1のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200050 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200082 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成30年8月16日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年8月から令和元年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から12万6,000円とする。

平成30年8月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成30年8月16日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年8月から令和元年8月までの標準報酬月額については、14万2,000円とする。

平成30年8月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年8月16日から令和元年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された報酬よりも低い額となっているので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書、A社から提出された賃金台帳及び日本年金機構の回答（以下「給与明細書等」という。）により、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 8 月から令和元年 8 月までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の平成 30 年 8 月 16 日付け資格取得時の報酬月額を 12 万 9,600 円に訂正する旨の厚生年金保険被保険者資格取得届を日本年金機構に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、前述の給与明細書等により、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

ただし、平成 30 年 8 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101744 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200083 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成24年4月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から平成25年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、平成26年9月1日から平成30年3月1日までの期間、同年4月1日から平成31年2月1日までの期間及び同年3月1日から令和2年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年4月は15万円を26万円、同年5月及び同年6月は15万円を24万円、同年7月は15万円を26万円、同年9月から平成25年3月まで、同年7月及び同年8月は15万円を24万円、平成26年9月から平成27年8月までは16万円を26万円、同年9月から平成28年8月までは17万円を28万円、同年9月から平成30年2月まで、同年4月から平成31年1月まで及び同年3月から令和元年12月までは17万円を26万円とする。

平成24年4月から同年7月まで、同年9月から平成25年3月まで、同年7月、同年8月、平成26年9月から平成30年2月まで、同年4月から平成31年1月まで及び同年3月から令和元年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月から同年7月まで、同年9月から平成25年3月まで、同年7月、同年8月、平成26年9月から平成30年2月まで、同年4月から平成31年1月まで及び同年3月から令和元年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成18年10月1日から平成19年9月1日までの期間、平成25年4月1日から同年7月1日までの期間、平成30年3月1日から同年4月1日までの期間及び平成31年2月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年10月から平成19年8月までは20万円を30万円、平成25年4月から同年6月までは15万円を24万円、平成30年3月及び平成31年2月は17万円を26万円とする。

平成18年10月から平成19年8月まで、平成25年4月から同年6月まで、平成30年3月及び平成31年2月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における令和2年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。令和2年1月から同年8月までは17万円を26万円とする。

令和2年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和48年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成18年10月1日から令和3年3月1日まで

日本年金機構から届いたねんきん定期便を見ると、A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険料が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料と異なっている。

私が保管する給料支払明細書を提出するので、年金記録における請求期間の標準報酬月額を私が実際に受け取った報酬月額及び控除されていた厚生年金保険料に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成24年4月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から平成25年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、平成26年9月1日から平成30年3月1日までの期間、同年4月1日から平成31年2月1日までの期間及び同年3月1日から令和2年1月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び給料支払明細書（控）により、請求者が当該期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成24年4月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から平成25年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、平成26年9月1日から平成30年3月1日までの期間、同年4月1日から平成31年2月1日までの期間及び同年3月1日から令和2年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成24年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年9月から平成25年3月まで、同年7月及び同年8月は24万円、平成26年9月から平成27年8月までは26万円、同年9月から平成28年8月までは28万円、同年9月から平成30年2月まで、同年4月から平成31年1月まで及び同年3月から令和元年12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、平成24年4月から同年7月まで、同年9月から平成25年3月まで、同年7月、同年8月、平成26年9月から平成30年2月まで、同年4月から平成31年1月まで及び同年3月から令和元年12月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求者から提出された給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年4月から同年7月までの期間、同年9月から平成25年3月までの期間、同年7月、同年8月、平成26年9月から平成30年2月までの期間、同年4月から平成31年1月までの期間及び同年3月から令和元年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 22 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 23 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間（以下「期間①」という。）について、請求者から提出された給料支払明細書及び日本年金機構が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に添付された賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又はオンライン記録の標準報酬月額より低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 30 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間（以下「期間②」という。）について、A 社の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している上、請求者から提出された平成 25 年 4 月分、同年 5 月分及び同年 6 月分の給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料控除欄はそれぞれ空欄、A 社から提出された平成 30 年及び平成 31 年（令和元年）の賃金台帳を見ると、平成 30 年 3 月に係る社会保険料欄は空欄、平成 31 年 2 月に係る控除額合計欄に「会社負担になってる」と記されており、期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できない。

さらに、請求期間のうち、平成 19 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 24 年 4 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間（以下「期間③」という。）について、A 社の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している上、同社及び請求者は、当該期間に係る資料を保管していないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が期間①、期間②及び期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間、平成 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 30 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、A 社から提出された賃金台帳及び給料支払明細書（控）並びに日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間、平成 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 30 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額から、平成 18 年 10 月から平成 19 年 8 月までは 30 万円、平成 25 年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、平成 30 年 3 月及び平成 31 年 2 月は 26 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 18 年 10 月から平成 19 年 8 月まで、平成 25 年 4 月から同年 6 月まで、平成 30 年 3 月及び平成 31 年 2 月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、令和2年1月1日から同年9月1日までの期間について、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、A社から提出された賃金台帳により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

したがって、令和2年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、令和2年9月1日から令和3年3月1日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるところ、前述の賃金台帳により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）と同じ額であることから、厚生年金保険法による記録の訂正は認められない。